議会速報 No6　1980.12.25　発行 村尾光子

自治医大住宅2-2
村尾光子（Tel 0285-44-5418）

南河内町議会第4回定例会は12月18日招集され、固定資産評価委員1名の選任に同意し、条例案4件、補正予算案3件を原案通りに可決しました。又、決議案2件についても全員一致で決議しました。以下に、その内容について簡単に御報告致します。

I　12月18日　定例会本会議（9.00～17.00）

(1)会期を12月18日より20日までの3日間とし、19日は休会とする

(2)町長報告

1. 西部養豚団地に豚コレラ発生の件につき経過と対策について

経過：11月中旬 発病、獣医、県家畜保健衛生所と連絡をとる。病原菌の検査依頼、
　12月15日　豚コレラと決定、養豚団地内1528頭のうち67頭感染
　〃 16日　防疫対策本部を設置、緊急会議をひらく

対策①緊急予防注射実施：実施数4351頭（団地内1400頭、他町内98戸）出荷するものについては除く
　②発生豚の殺生処分
　③豚舎消毒、移動制限：絹板、花田、台坪山地区

(3)任期満了に伴い、南河内町固定資産評価審査委員会委員に、古谷恭造氏（T.4.2.22生、元町議会議員）を再任した。

(4)条例改正案を含めた条例案4件を原案通りに可決した。

主な内容 1. 南河内町職員給与の一部を値上げする（国家公務員給与の一部改正に準じている）

扶養手当：配偶者　11,000円
　配偶者以外2人まで　3,500円
　配偶者なしの場合の扶養者　7,500円

通勤手当：交通機関利用の最高支給額　16,000円
　自転車利用（片道10～15K）〃　4500円
　〃（〃 15～20）〃　6100円
　〃（〃 20K以上）〃　7800円
　交通機関と自転車利用の〃　16,000円

給与表と俸給で3.84%（相対的には4.61%）上げる。

2. 南河内町財政状況は、毎年6月1日、12月1日に文書にて公表する。町掲示板に公告された日より6月間、庁舎内にて閲覧できる。

3. 勤労者体育センター隣に完成した武道館の使用料は次の通り。
午前9～12.00　30円/人、12～17時　30円/人、17～21時　40円/人

(5)55年度、南河内町会計補正予算案（一般会計、国保事業、水道事業）3件を一括上程し原案通りに可決した。

主な内容 1. 一般会計歳入歳出にそれぞれ29,092千円を追加して予算総額1,235,169千円とする。
県補助金、交付金の額が決定した為、予算額を補正した。
（転作促進 7591千円、水田利用再編措置 1705千円、松くい虫防除 12059千円など）

2. 国保の療養給付費が予想を上回って急増した。（老人のねんざ・打撲が多い）

3. 電力料増加の為、水道の原水費、浄水費等が高くなったが給水収益金増額分よりまかなう。

(6)北方領土早期復帰実現に関する決議

提案者　小林良彦（総務常任委員長）議員　賛成者　伊沢嘉一議員
〃　佐伯義郎議員　〃　伊沢栄一〃

主旨：歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島の北方領土が早期復帰を実現する為に①日ソ交渉の展開、②「北方領土の日」を制定し、全国民的な啓発運動を図る。
S.52 6月定例会にて既に決議しているが再度意見書として提出することになった。

(7)緊急質問：会議則59条により「豚コレラ発生の件」について緊急質問が許可された。（裏面掲載）

(8)一般質問：通告順に4名　（別紙掲載）

(2)町長報告：2、体育館付属施設として武道館完成した。（総工費3100万円、うち国庫補助1800万円）
併設される弓道場は本年度中に完成予定

II. 12月20日（9.00～13.00）

(1)町長報告：水田利用再編第2期対策について県農政課長との対談（19日）結果の報告

町としての主張 ①連坦団地化加算（3ha以上連なる）の緩和
②転作作目制限（2作目以内）に対し2ha以上は3作目認めるように。
③地域振興作目について、農林省は2品種に制限して一定面積という枠を決めたいとしているが、これを解消し、かんぴょうもその品目として認めよ。
④奨励金減額分に見合うだけ県で補助せよ。
⑤転作面積配分について、他市町村より平均化せよとの要望が出ているが、単純に平均化は許されない。地域の特性を考え傾斜配分とせよ。
⑥飼料用稲を転作作目として認めよ。

（この対談は、本会議の為、20日の市町村長会議に欠席の為行なわれた）

(2) 一般質問：通告順 5名　（別紙掲載）
(3) 事務検査に関する決議　（全員賛成）
1. 事務検査の事項：庁舎入口道路用地取得後の執行状況について
2. 事務検査の方法：① 関係書類及び計算書の提出を求める
　　　　　　　　　② 検査は建設常任委員会に委任して行う
　　　　　　　　　③ この検査は、議会の閉会中も継続して行うことができる。
3. 提出者：杉山菊男議員，賛成者：永山二郎議員、飯野兵二郎議員
（注：一般質問にて、執行部の充分な答弁が得られなかった為、質問者が、地方自治法第98条第1項の規定に基き事務検査を行うことを提案した。）

緊急質問（18日）

質問者：舘野鉄男
質問内容：今回の豚コレラ発生は、12月に入って豚価が上昇している折、大きな打撃である。
大発生の要因として ① 問題の子豚は、予防注射済として、福島県より移入されている。
② 当初団地組合員（4名）がそれぞれに応急処置をしていた。
③ 肺炎、トキソ菌などと類似している為、判定が遅れた。
④ 農協の対応が甘かった
などが考えられる。これが一般の養豚農家に波及しないよう、恒久的な施策をせよ。
答弁（町長）：西部養豚団地は、S49～50年の2か年計画で設置され、経済課を通じて経営指導としている。又吉田農協には畜産担当の専任職員一名が配置され、相談に応じている。
これまでの経緯は、
10月18日：福島より子豚導入（従来、原則として予防注射済証付で導入されている）
11月13日：導入豚に一部異常発生 → 検査、鑑定依頼
11月25日：検査報告（豚コレラの疑いなし）
12月7日：数頭に食欲減退。病性鑑定を県に依頼。
12月8日：再度鑑定依頼（十強）
12月12日：〃　（〃）
今後経営者の経営感覚を更に深めるよう指導する。町として畜産対策を重視する。

反省と感想

1. 55年度町一般会計補正予算案質疑の際、本年度は約8千万円の町税増収になりそうなことが分った。これに対し、見込みがついた段階で予算書に計上し、それなりの対応としてはという意見も出たが、執行部は、例年12月中に算定・付加が終わり、徴収は1月以後であることから、額が確定してから議会にはかりたいとしている。予想される額が大きいことを考えると、早期に、何らかの形で議会に伝えても良いのではないかと思う。
2. 水田利用再編対策（第2期）の転作目標面積割当ては、基幹産業を農業としている南河内町にとって非常に重大な問題であることが、本定例会での町長報告、一般質問により一層強く感じられた。農業経営の実状は、異なった生活環境に在る者にとって真に理解することは容易ではないが、今回の深刻な条件を知ることにより、政府の農業政策にはらんでいる矛盾を是正しない限り、抜本的な解決は得られない。これを地方行政（自治体のみ）でカバーするのは不可能のような気がした。
3. 村尾は、流域下水道事業について、基本的な考え方を質問したが、発想の段階で既に行政側とはずれている認識を強くした。弱小自治体とはいえ、経費のみではなく、質についても同様の重さで検討されるべきだと考える。執行部は実施を前提に協議しているが、最終的には事業費の予算化の段階で事業実施が確定されると聞いた。
4. 又、地元商店での石けん販売について質問したところ、無リン洗剤と石鹸の相違について全く理解されていないことを知り、はなはだ遺憾に感じた。この点については、何か啓蒙運動が必要だと思う。
5. 本年の4回の定例会を体験して、その雰囲気には幾分慣れることができたが、発言の仕方、短時間で考えをまとめること等技術・才能共に大きな挫折感を味わった。今後も一層の努力を致します。

おわびと訂正：1ページに誤字があります。心からおわびして訂正致します。
殺生処分 → 殺処分，　連反団地化加算 → 連担団地化加算

一般質問

質問者	質問内容	答弁
舘野鉄男	(1)新年度の予算編成について 自主財源の乏しい町である上、政府の引締め政策上、過剰サービスをカットせよ。概括的構想、重点政策財政の運営についての見解 (2)教育行政について ① 知・体・徳育について、町教育委員会の受けとめ方と対応 ② 勤労生産活動など、生活体験学習を重視せよ。 ③ 青少年非行防止については、地域と学校とが一体になり、校外指導せよ。 ④ 国体参加の為の授業遅れはどうか。 (3)水田利用再編対策について ① 転作目標消化についての町長見解 ② 奨励金は上積して存続させよ ③ 団地化加算の対応、罰則についてはどうか ④ 転作作目としての大豆の増植を推進せよ。又その為の施設拡充を検討せよ。 ⑤ 桑を転作として新植した時は3年しか認められていないことについて (4). 農薬空散の見直しを図れ。(防除の時期、時間帯、薬剤種類、近隣町との連携)、雑草の焼却除去をせよ。	(1)(町長)国の財政再建と相通じ、社会経済は安定路線と考える。新年度は住民福祉・教育充実・産業振興・自治医大周辺開発を重点とし、経常的経費はできるだけ押さえる。 都市計画 ① 新駅設置準備、自治医大周辺開発 ② 仁良川都市計画事業の準備 ③ 流域下水道事業の推進 文化財 ① 史跡整備(下野薬師寺跡) ② 歴史的遺産(埋蔵文化・個人所有の古文書など)の整備 ③ 町史編纂 体育施設 ① 体育館建設(吉田地区) ② 屋外施設 設置 近く総合計画ができあがり、自らの手で地域づくりを手掛ける。 (2)(教育長)① 小学校では道徳教育、勤労体験学習は既になされており、中学校では指導要項が変化する過程であり、自主研究課題として、全校的に取上げる気運が高まっている。 ② 勤労体験学習を即農園経営と考えるのは問題があるが、学校長に対し研究するよう指示した。家庭でも、もっと体験できるよう、父兄の理解を求める。 ③ 校内暴力の背景については、校長会で研究している。PTA活動、社会教育面から父兄の理解を求める。全教師あげての指導体制。小さな暴力、規律違反見逃さない ④ 国体は炬火リレーのみの参加、放課後に練習、学校行事として参加、教科の遅れはない。 (3)(町長)転作上積面積840haは本町に適用されないと考える。又3カ年固定の目標が割当てられるだろう。大豆の作付については、一層の栽培技術、基盤整備が必要。連担団地化加算は、自治会単位で理解を求めている。 (4)(町長)空散については桑との栽培上の相関問題が多く、地上防除を真剣に考える。雑草焼却除去は、路肩が軟弱になる恐れがあり、道路維持管理上問題だ。
水山二郎	(1)町政懇談会の目的と実施状況について (2)自治公民館の建設費への補助は考えていないか。 (3)上水道管の消火栓毎に消火ホース等の火災器具を設置せよ。 (4)「カンロ飴」の工業団地進出計画は、その後どの様になっているか。 (5)新駅設置準備はどの位進んでいるか。	(1)(町長)町政懇談会は、住民の声を直接に聞き、行政とのギャップを取払う為実施。11月26日迄に6自治会実施、2自治会(三王山、自治医大住宅)が希望 (2)(町長)建築費への補助は、これまでしていない。が、国の融資、単年度補助を受けて建築した自治会もある。 (3)(町長)現在は、水道管水圧は火災情報を受けてから圧力を上げている為、技術的に検討する。 (4)(町長)「カンロ飴」よりS.55.11に工場設置延期願が出ているが、県へ提出している文書によれば、S.57.4に着手となっているので、許可期間はそれまでと考える。県へは再延期は許可しないよう申入れしている。 (5)(町長)予定地に隣接して、埋蔵文化財があるため、その調査をしている。用地は既に10699㎡取得済。請願駅であるが、自治体負担はなくなりそうだ。57年、新幹線開通と同時に開業予定。都市計画事業着手と同時に駅舎も着手。増幅部分の民有地は大部分が国分寺側。
飯野兵二郎	(1)防火対策について、防災管理はどうしているか ① 南河内町庁舎、吉田東校東に非常階段を設置せよ。 ② 東校の防火器具が作動していない (2)ゴミ集荷場所に簡単な施設を作ったらどうか。	(1)(町長)防火管理は、それについての講習を受け、業務を適正に運用できる者、庁舎内にては総務課庶務係長があたっている。庁舎は建築規準法上は合法ではあるが、非常時の為に、需用費の中から避難はしごを設置する。 消防体制について現在、自治消防団200名と広域消防団があるが、広域行政については年々負担金が増大し、抜本的に改善せざるを得ない。 (教育長)東校は西側に避難階段があり、60m以内に1カ所という規準から、距離(30m)、面積を算定すると現状のままでよい。又火災器具はすべて作動している。 (2)(町長)環境美化の為には、まず住民が集収の時間を守るのが第一。施設については、各地域で対応して欲しい。
宇賀持正紀	(1)水田利用再編第2期対策について、第1期の3年間は奨励金ねらいの感もするが、ここに及んで転作作目の安定、定着化も含め、農業構造改善をも含め、真剣に考えよ。これからの農業のあり方にも係る。 ① 第2期対策の内容、町が得ている情報を伝えよ。 ② それを実施した時の予想(町にとって、どういう内容のものになるか) ③ 町の県に対する対策、基本的姿勢を含めた対策 ④ 転作奨励金への町の上のせについて ⑤ 面積上のせ、奨励金減額という状況に、団地化加算が導入されたら、非協力者が出たらどうするのか、地域別の傾斜配分を取入れたらどうか。	(1)(町長)新聞等で報道されている都道府県別の配分を把握しているのみ。 ①、19日県農政課長が来庁した折、具体的内容について正す。厳しく、農業の根幹に及ぶ重大事であると認識している。 ③ 県に於いても恒久的な対応の仕方が考えられている筈、町としても充分考える。 ④ 国の加算は連担団地化であるから町なりにS.55年度と同様な施策(奨励金の上のせなど)を続ける。 ⑤ 専業、兼業農家別、或いは地域別の傾斜配分を考える。大豆、麦を転作作目として安定化したい。そ菜類は確実に利益が得られるとは限らないので、安易に手を出したくない。飼料用米については、両農協で試作する予定で、今面援助したい。水田利用再編対策協議会と充分協議する。

質問者	質問内容	答弁
宇 正賀 紀将	(2) 道路そいの空缶投げ捨てについて、くずかごなど設置してはどうか。県では条例制定の意見も出ている。	(2)(町長) 国に対して総合的な見地からの施策を要求している。(知事会) 資源の有効利用、環境美化から問題は深刻である。売る事からの対策であるから、かごは無理であろう。総合的且つ広域的に解決したい。
伊沢茂	(1) 小山北部に県立高校誘致について、小山豊田地区に決定したのか？広域行政としての県立高校期成同盟はどの様な見解か。 (2) 農業共済損害評価委員について ① 仕事量と、責任に対する報酬(日当1300円)は安すぎる。 ② 再評価要望にはどの様に対処しているか	(1)(町長) S.49.11にこの期成同盟会設立、この運動の結果 S.54.4に小山南高校開設。12月上旬の新聞報道の信憑性は疑問である。県は56年までに5校新設を目標とし、うち2校は人口急増地帯である下都賀地方(広域行政山は南河内も含まれると解釈できる)というだけの計画であり、同盟会ではこの件についてはまだ協議していない。 (2)(町長) ① 報酬については、配慮不足であったので、56年より是正する。これまでに希望者が少なく研修は中止になったが、再度意向を聞いて年度内に実施したい。 ② 評価委員の責任期間は苗代～刈取までであるから、二毛作の際のずれ、不測の事態についての再評価要望には答えている。
吉田浩二	(1) 土地改良事業に対する町の助成、現行の工事費に対して5%という率を上げよ。町の事業は都市計画など西部地区に集中している。	(1)(町長) 町は事務費に対する助成は事業費の中ではしていないが、東南部土地改良区へは大事業の為職員を出向させた。上三川西南部は上三川と協同であるので面積割で事務費補助とした。工事費については、土地改良発足当時は3%であり第2次になってから5%にした。
杉山菊男	(1) 3月定例会にて、東部地区に野球場2面設置する考えを明かにしたが、見通しはどうか。 (2) 役場南側入口の隅切について、用地取得後どういう状況にあるか。何故執行できないのか。 (3) 自治公民館は、社会教育活動の最前線である。助成金を交付する時期。県内37市町村ほとんどが実施している。	(1)(町長) 野球場一面と、ソフトボールの練習ができる程度のものと言ったつもり。用地取得できれば、野球試合用一面、その他ゲートボール等用一面、その他駐車場用も取得したい。地元の協力も得たうえで、早期実現したい。 (2)(町長) S.48.5 用地確保、契約、48.8、工地登記完了、植木等の保障など済。庭木の移転、工作物の取壊しについて、同意が得られない為、工事着工できない。 (3) 1～2万の補助金を出せばよいというものではない。中央公民館運営が軌道にのってきているので、これを核として地域公民館と連携を図っていく。工事(建築)費に対する補助はしないが、特色ある事業をもって、それに対する補助を考える。
村尾光子	(1) 吉田西校給食調理員を専従2名とせよ。 (2) 自治医大周辺開発区域内の小・中学校新設に伴う学区編成をどの様に考えているか。 (3) 3月定例会にて、石鹸を地元商店で販売するべく商工会と連絡をとるとしているが、その後どうか。 (4) 流域下水道整備事業計画について ① 上位計画の「流域別下水道整備総合計画」がまだ建設省認可になっていないにも拘らず、今回の流域下水道計画に加入すると決めた根拠は何か。 ② 現在は議会側は、説明を聞くのみで審議はしていない。執行部のみの判断で、莫大な費用の要する事業実施を決めるのは議会軽視ではないか。 ③ 当初、自治医大前の開発区域はその区域内で終末処理場をもつことになっていたが、何故現在は流域下水道計画に組込まれているのか。 ④ 促進協議会が発足した経緯と、現在は、どのような段階か。協議会に於いての町の主張は何か。 ⑤ 工場排水はどの様に対処するか。 ⑥ この事業を実施するとすれば、当町の予想される費用はどの位、資金の裏付けはどうか。仁良川・薬師寺地区の関係公共下水道整備は、何年頃実施できるか。 (5) S.54年度の決算の反省と56年度予算編成への展望 ① 決算時の経常的一般財源によって支弁される経常的経費の比率はどうか。この結果をどの様に診断、反省しているか。 ② この反省を踏まえ、56年度の予算編成にむけてどの様な抱負があるか。重点政策を示せ。	(1)(教育長) 来年度より調理員2名、用務員1名を配置する。 (2)(〃) 児童数の予想はしているが、用地確保ができていないので規模は未定。 (町長) 基準人口は、都市計画人口の18000に対してであり、粗案は小学校2.4ha、中学校3.1ha。通学距離などから周辺についても考慮したい。 (3)(町長) 4月11日、商工会普及員2名と役場担当職員が出席して商工振興計画についての会議を行った際、石けん問題について依頼した。在庫を処分してから無リン洗剤の販売をするようで、現実に大部変っている。 (4)(助役) ① 町単独の公共下水道事業は計画がなかった。「流域一総合計画」は、知事が策定している。県の説明では流域の方が工事費・維持管理費が圧倒的に安 ①(町長) 当然総合計画はもっている。建設省の認可ということは、国の総合計画に ② 組込まれることであり、それによって国の助成措置がとられることである。行政運営上、上位計画が後から示されることは多々である。議会へは確定してからはかればよい ③(助役) 確かに当初は区域内で処理する計画であったが、流域の計画を示されたので、経費の安いこの計画に入った。 ④ 促進協議会は中央処理計画と事業実施の推進を図るのを目的とし、関係する宇都宮市長を会長とし、委員に上三川、石橋、南河内町長としてS.54.7.31に発足。関係市町が一体となって事業の実施が、統一見解(会として)。これまでに ① 国に対する陳情(事業採択についての) ② 公聴会(55.8実施)に提示する構想案の作成を行ってきた。目下、下部組織である幹事会にて具体的計画案の作成中。(企画課長) ⑤(企画課長) 基本計画では 8850t/日(宇:1600t/日、石橋 5500t/日、上三川 1200t/日、国分寺 550t/日、南河内 0)の受入れ予定で処理量に対して9%である。促進協議会にて、下水道の機能と、処理水の再利用の観点より、町として、工場排水は受入れないことを主張、県に対して他町に指導することを要請している。県も工場排水の排除の意向を示している。 ⑥(企画課長) 処理場建設費は350億円(S.54にて)であるから処理人口割負担とすれば本町は6～7億でそのうち75%は起債認定されるようだ。関係する公共下水道整備事業はS.58から準備を始め、自治医大周辺開発が一段落するS.60度以後着工したい。 (町長)、将来の展望のもとに、先行投資はやむを得ない。後追い行政よりは先行する方がよい。将来を考慮しての投資である。 (5)(町長) S.54は、財政規模の膨張を押さえ、財政健全化を図った。最重点課題と経常的経費を押さえ、重点政策に力を入れた。 経常収支比率は 南河内町 S.54 68.9% S.53 67.2% S.52 68.0% 県10地方町平均 〃 73.7 〃 74.8 76.2 〃 37町村 〃 〃 73.7 〃 74.4 74.4 で、健全財政が維持されたと判断している。長期的展望のもとに、時期を逸しない住民負担軽減に配慮する。財政規模は県下、下から8番目(人口指数に同じ) 自主財源確保はむつかしいが努力する。

質問者	質問内容	答弁
薄田数[illegible]男	(1) 56年度予算編成方針について、政府は、地方財政に、福祉など大幅圧縮をしようとしている。自治体の予算編成に大きな影響が考えられるが町としてどのようにとらえているか。	(1)(町長)政府予算については注目している。福祉・教育費は大幅削減であったが、蔵相、防衛庁間の折衝をみると、当初より軍事費は少なくなるだろう。
	(2) 福祉教育向上の為、腹案はあるか。	(2)(町長)国の予算が確定したら影響が出るだろうが、現在、町福祉政策上は児童手当(300名、2010万円)、遺児手当、老人医療・妊産婦・乳児医療・母子家庭・重度身障者があり、町単独事業として、敬老年金(80才以上)、寝たきり者へ日常生活器補助をしている。保育所の祝祭日、日曜・夜間の保育管理を検討している。家庭奉仕員1名増員したい。又、母子福祉家庭の新入学児童へ図書券、独居老人へ乳酸飲料の配達を考えている。社会を明るくする運動では、来年度も21か所の街路灯設置としたい。行政側でやり切れないものは、交付金を出している社会福祉協議会で対応する。教育は、教育長をはじめとし全力をあげて取組んでおり、教員の資質向上を目指し内地留学・図書費支給、学校に対しては実験学校設置など実施。社会教育面では、地域リーダー、指導員・主事の育成を図る。東部コミュニティーの拠点となる施設充実。
	(3) 81年は国際障害者年であるが町の取組はどうか。	(3) 来年度に特別な具体案はない。障害者の更生・自立・社会参加を目指している。その理解を深められるPR運動とする。
	(4) 財政危機打[illegible]壊の為の方向と位置づけについて執行部の見解は?	(4)(町長)自主財源の確保、経常的経費の膨張をおさえる。国県の制度資金を得るよう努力する。国政に対し、住民の不利益にならないよう要望している。
	(5) 水田利用再編対策について、飼料用稲を転作作物にする時の、技術的・財政的問題は何か。	(5)(町長)農協で展示田を設置する予定であるので積極的に参画し援助する。現在両農協で5aずつ展示田の設置予定。美味しい米を作るのが農家の希望であるから農家は喜んで取組むとは思わない。が転作作目の開発は自ら取組む。
	(6) はしかワクチン公費負担について、実施上の障害は何か。予防接種委員会の構成・運営、審議内容について	(6)(保健衛生課長)河内郡町村予防接種委員会(3町1村)は、予防注射を広域的に考える為設立。構成は宇都宮医師会が推せんする医師15名、町村の助役、教育長8名の23名である。答申内容は①はしかは集団より個人防衛の性格が強い②受給者負担で既に実施している。③低所得者には救済措置などを考え、保護者の責任感を喚起することも勘案して公費負担しないとなっている。これを尊重し、慎重に行っている。

参考　傾斜配分：地域別、農業者別(専業、兼業など)など背景・特性を考慮して配分する。県段階、市町村段階でも考えられる。

連担団地化加算：転作田を一定面積以上つなげる。集落配分：転作割当て面積を農家へ直接ではなく、集落などへ一括して割当てる。

この報告は村尾のメモを基に作成しました。完全に網羅されていない点御了承下さい。